

令和6年仙審第7号

裁 決

漁船A気象観測塔衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年12月4日05時25分

青森県小泊港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.90メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 357キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成6年3月に進水した、主として一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に機関回転計、舵輪を、左舷側にGPSプロッター、レーダーを、右舷側に舵角指示器、魚群探知機、機関遠隔操縦レバー、操舵及び機関の各操縦ができる遠隔制御器を、操舵室後部に別のGPSプロッター等をそれぞれ装備していた。

(2) 小泊港等

小泊港は、青森県小泊岬の基部北側に位置した半円形の開湾を港域とする港で、同港北方沖合に洋上気象観測鉄塔（つがる西）（以下「つがる西観測塔」という。）が設置されていた。

つがる西観測塔は、上部構造として数個の風向計及び風速計を備えた高さ45.9メートルの鉄塔と、基礎構造として直径2.8メートルの下部から直径2.0メートルの上部となる長さ59.0メートルの杭とで構成され、両構造の接続部が平均水面から高さ14.0メートルとなり、接続部に南北方向の長さ6.5メートル及び東西方向の長さ6.0メートルとなる多角形デッキが設けられており、同デッキの周囲に光達距離4.5キロメートル、毎8秒に1回のモールス符号Uの白光を発する簡易標識灯がそれぞれ取り付けられていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和5年12月4日05時10分小泊港の岸壁を発し、同港西方沖合の漁場に向かった。

a 受審人は、前部のGPSプロッターを約1.5海里及び後部の同プロッターを約20海里表示並びにレーダーを1海里レンジとしてそれぞれ作動させ、救命胴衣を着用させた甲板員に後部甲板で漁の準備を行わせるなか、魚群探知機後方に立ち、遠隔制御器を持って操船に当たり、北防波堤に沿って航行した。

a 受審人は、港界を通過し、小泊港北方沖合を多数の漁船とともに航行していたところ、同漁船の様子から北海道松前港南方沖合の漁場に向かっていることを知り、その漁場も大物のまぐろが釣れるところではあるものの、漁船が密集していない青森県龍飛埼付近水域に漁場を変更して航行を続けた。

a 受審人は、レーダーでつがる西観測塔の方位及び距離を一見し、05時22分小泊港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から324度（真方位、以下同じ。）1,830メートルの地点で、つがる西観測塔との通過距離を保つつもりで針路を011度に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、05時23分北防波堤灯台から329度1.10海里の地点に達したとき、正船首のつがる西観測塔まで550メートルのところとなり、その後つがる西観測塔に向首接近する状況であったが、松前港南方沖合の漁場に向かう多数の漁船の動静を見ることに気をとられ、レーダーを活用したりつがる西観測塔を目視して継続的に相対位置関係を把握したりするなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、つがる西観測塔に向首したまま続航し、05時25分北防波堤灯台から338度1.34海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、つがる西観測塔の杭に衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に亀裂等を生じたが、後に修理され、つがる西観測塔は、杭に擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件気象観測塔衝突は、夜間、小泊港北方沖合において、龍飛埼付近水域に漁場を変更して航行する際、船位の確認が不十分で、つがる西観測塔に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、小泊港北方沖合において、漁船が密集していない龍飛埼付近水域に漁場を変更して航行する場合、つがる西観測塔に衝突することのないよう、レーダーを活用したりつがる西観測塔を目視して継続的に相対位置関係を把握したりするなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、松前港南方沖合の漁場に向かう多数の漁船の動静を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、つがる西観測塔に向首接近する状況に気付かず進行して衝突する事態を招き、船体及びつがる西観測塔にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 3 月 1 3 日

仙台地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文